

令和3年12月10日	資料1-2
第7回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価について（案）

### 1. 最終評価の目的

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定された。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に示された具体的な目標・計画については、概ね10年後を達成時期として設定されている。歯科口腔保健の推進に係る施策の成果については、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定後5年を目処に中間評価を行うとともに、10年後を目処に最終評価を行うことにより、計画の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させることとしている。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価の目的は、目標に対する実績値の評価や諸活動の成果の評価を行うことである。さらに、得られた課題等を令和6年度以降の次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に反映させる。

### 2. 最終評価の進め方

以下のとおり、最終評価を進める。

#### 1) 検討の方法

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価及び次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、既に部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会において、部会と連携しつつ、検討状況に応じて専門委員を追加するなどして作業を進める。

#### 2) 検討の内容

最終評価として、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の各目標における実績値の評価、諸活動の成果の評価を行い、その上で、今後重要度が増し、深刻化することが予測される課題などを見据えて取り組むべき施策を整理し、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定を行う。

#### 3) 今後のスケジュール

最終評価については、「健康日本21（第二次）」の最終評価と連携を図りながら、2022年の夏頃を目途に取りまとめることとする。また、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成時期等について（通知）（令和3年9月7日付け医政発0907第2号厚生労働省医政局長通知）により、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画について期間を1年間延長し、2023年までとする。2023年度に都道府県等において基本的事項を策定する期間を設け、2024年度から次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を適用することとする（別紙）。

### 3. 最終評価の評価方法

#### 1) 目標に対する実績値の評価

各目標における具体的指標の実績値の評価、及び関連する取組状況を踏まえた分析

#### 2) 諸活動の成果の評価

国、地方公共団体、企業や団体等の取組（成果）の評価

#### 3) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価と次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて(案)

